

「東海東京証券の証券総合取引約款・規定集」新旧対照表

●東海東京の証券総合取引約款 第3章 国内外貨建債券取引

新	旧
P.6 第36条（受渡期日） 国内外貨建債券の受渡期日は、お客様が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して<u>3営業日目</u>とします。 附則（<u>2020年7月13日変更</u>） この約款は、<u>2020年7月13日</u>よりお客様とのお取引に適用します。	P.6 第36条（受渡期日） 国内外貨建債券の受渡期日は、お客様が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して<u>4営業日目</u>とします。 附則（<u>2020年4月1日変更</u>） この約款は、<u>2020年4月1日</u>よりお客様とのお取引に適用します。

以 上